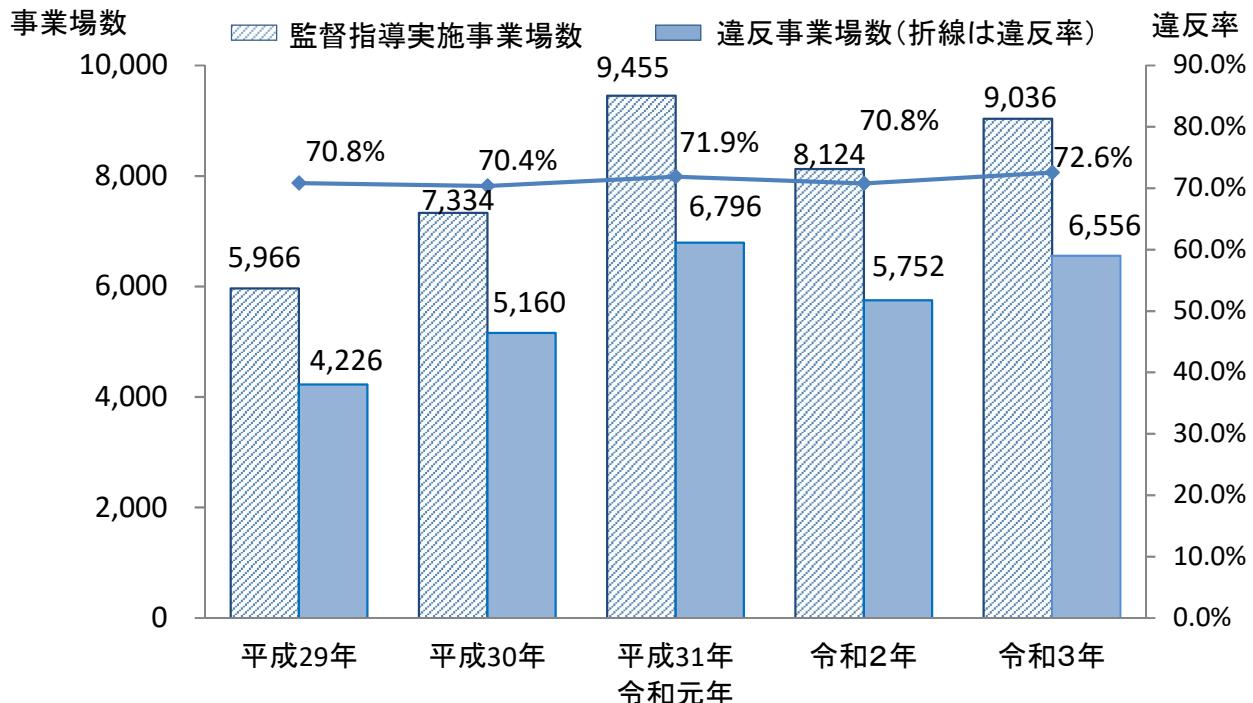


技能実習生の実習実施者に対する監督指導、 送検等の状況（令和3年）

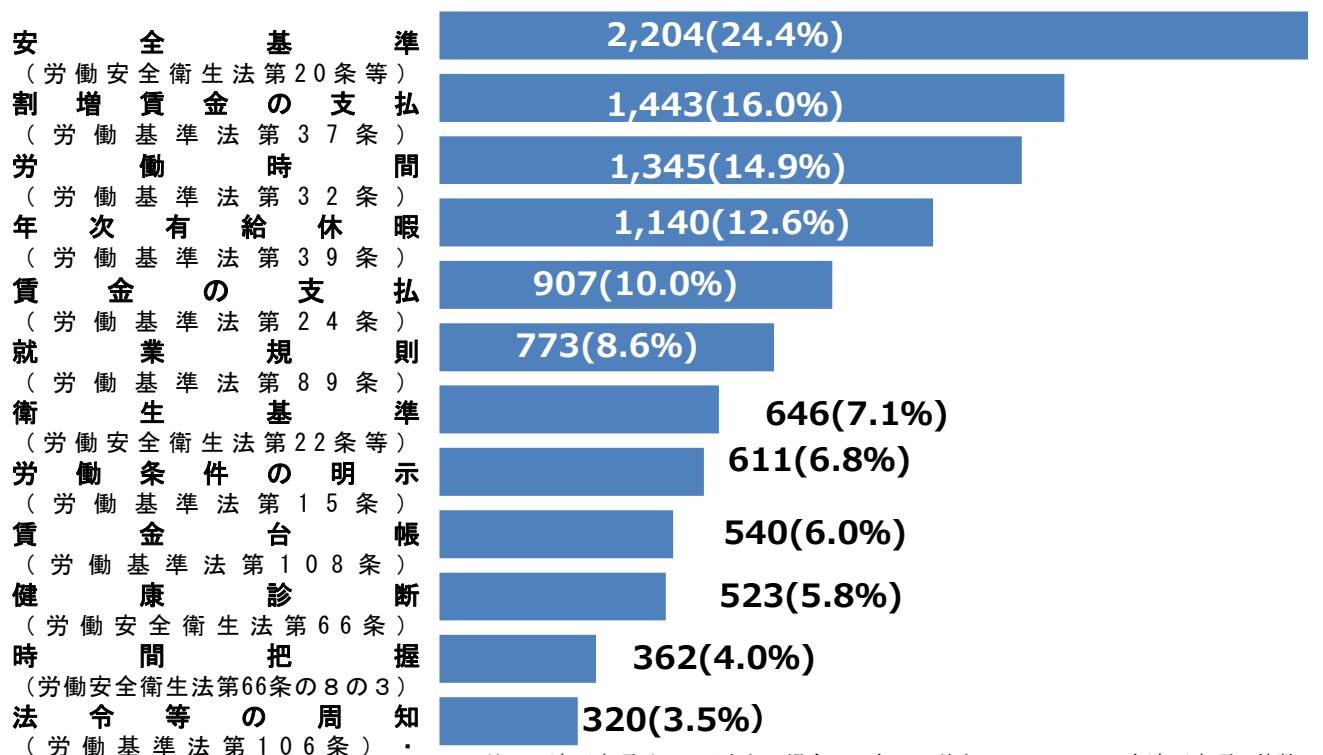
1 監督指導の状況

(1) 全国の労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して9,036件の監督指導を実施し、その72.6%に当たる6,556件で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（24.4%）、②割増賃金の支払（16.0%）、③労働時間（14.9%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	2,874	1,963 (68.3%)	安全基準 812(28.3%)	衛生基準 435(15.1%)	労働時間 401(14.0%)
食料品製造	1,405	1,025 (73.0%)	安全基準 506(36.0%)	労働時間 249(17.7%)	割増賃金の 支払 176(12.5%)
繊維・衣服	491	350 (71.3%)	割増賃金の 支払 96(19.6%)	労働時間 87(17.7%)	賃金の支払 77(15.7%)
建設	1,528	1,228 (80.4%)	割増賃金の 支払 403(26.4%)	安全基準 299(19.6%)	賃金の支払 295(19.3%)
農業	275	209 (76.0%)	賃金の支払 79(28.7%)	安全基準 39(14.2%)	労働条件の 明示 34(12.4%)
<参考> 全業種	9,036	6,556 (72.6%)	安全基準 2,204(24.4%)	割増賃金の 支払 1,443(16.0%)	労働時間 1,345(14.9%)

<注1>「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い5職種（機械・金属関係職種、食料品製造関係職種、繊維・衣服関係職種、建設関係職種、農業関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2>「主な業種」の内訳は以下のとおり。

- 機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 食料品製造・・・食料品製造業
- 繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 農業・・・農業、畜産業

- (4) 令和3年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働等について指導

概 要

- 陸上貨物を取り扱う事業場において、外国人技能実習機構から違法な時間外労働等が疑われる旨の通報があったことから、立入調査を実施した。
- この結果、1か月100時間を超える違法な時間外労働が認められた。また、年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、1年以内に5日間以上の年次有給休暇を時季を指定して取得させていないことが認められた。

労基署の対応

- 1 有効な36協定が締結されないまま時間外労働を行わせたことについて是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働の削減について指導した。

労働基準法第32条（労働時間）違反

指導事項

長時間労働の削減

- 2 年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対し、1年以内に5日間以上の年次有給休暇を取得させていないことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第39条第7項（年次有給休暇の取得）違反

指導後の会社の取組

- 元請と業務量（荷の取扱量）について協議を実施するほか、シフトの細分化や業務量増加が見込まれる場合の短期的人員増加を図った。
- 1年間に合計10日間の有休取得奨励日を設定し、取得促進を図った。

事例 2

労働災害を契機に監督指導を実施し、掃除等の場合の機械の運転停止について指導

概 要

- 食品製造を行う事業場において、ベルトコンベヤーの回転部分に指が挟まれる労働災害が発生したため、立入調査を実施したところ、ベルトコンベヤーの掃除を行う際に機械の運転を停止していなかったことが認められた。

労基署の対応

- 機械の掃除を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときに、機械の運転を停止しなかったことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）違反
労働安全衛生規則第107条第1項（掃除等の場合の運転停止等）

指導後の会社の取組

- 被災者及び同様の業務を行う労働者に機械の清掃時は運転を停止させる必要があることをはじめとした安全教育を実施した。
- ベルトコンベヤーの回転部分に指が挟まれないよう防護柵を設置した。

事例3

外国人技能実習機構からの通報を契機に監督を実施し、割増賃金の不払等について指導

概要

- 空調設備設置工事を行う事業場において、外国人技能実習機構から割増賃金の一部が支払われていない旨の通報があったことから、立入調査を実施した。
- この結果、時間外労働に対する割増賃金が支払われていないことが認められたほか、書面による労使協定がないにもかかわらず、賃金から寮費を控除していたことが認められた。

労基署の対応

- 1 週40時間を超える時間外労働に対して、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払わなければならないことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条第1項（割増賃金の支払）違反

- 2 賃金から寮費を控除する旨の書面による協定を締結していないにもかかわらず、賃金から寮費を控除して支払っていたことについて是正勧告を行った。

指導事項

労働基準法第24条第1項違反（賃金の支払）

指導後の会社の取組

- 不足していた時間外労働に対する割増賃金を遡って支払った。
- 賃金から寮費を控除することについて、書面による労使協定を締結した。

事例4

情報を契機に監督指導を実施し、フォークリフトの無資格運転について指導

概要

- 建設業の事業場において、フォークリフトの無資格運転を行っている旨の情報が寄せられたことから、立入調査を実施した。
- この結果、資格を有していない技能実習生がフォークリフトを運転していたことが認められた。

労基署の対応

- 技能講習を修了していない労働者に、最大1トン以上のフォークリフトの運転業務を行わせてはならないことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第61条第1項（就業制限）違反

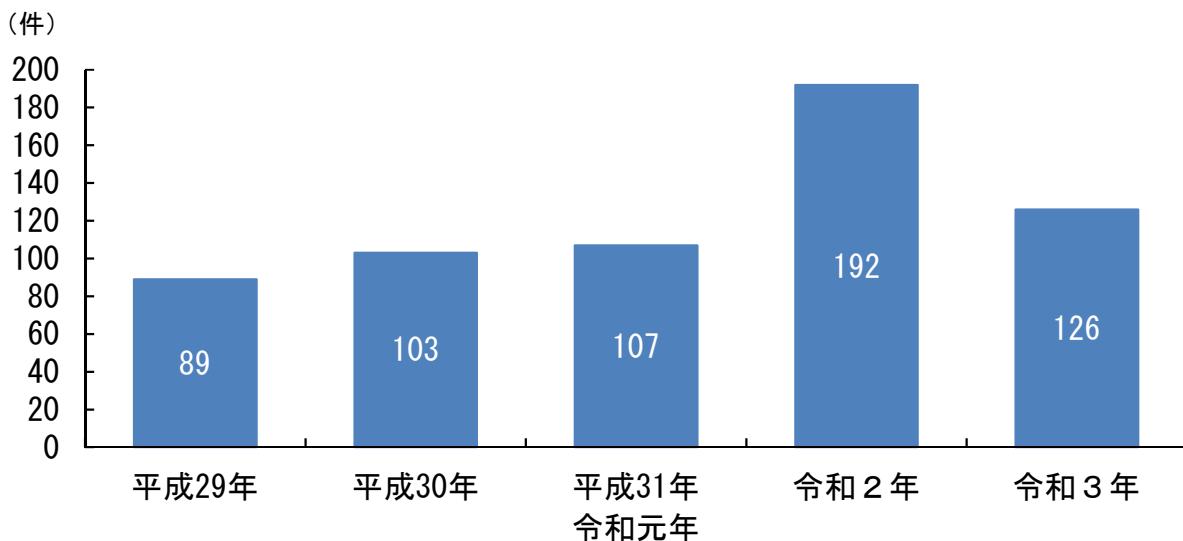
労働安全衛生法施行令第20条第11号、労働安全衛生規則第41条

指導後の会社の取組

- 無資格者にはフォークリフトを運転させないよう安全教育を徹底した。
- 複数の労働者にフォークリフトの資格を取得させ、有資格者が不在とならない体制を構築した。

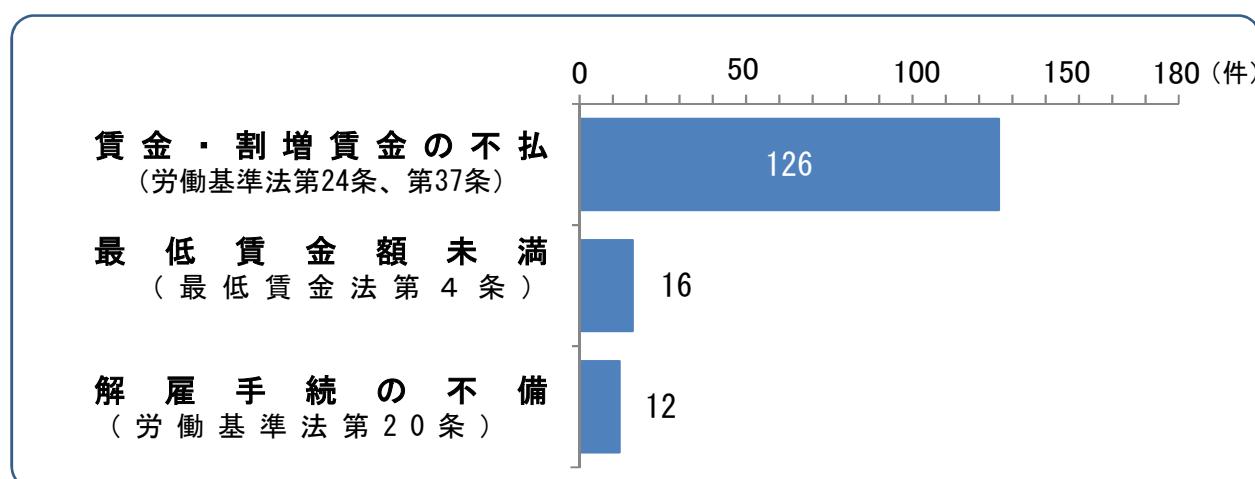
2 申告の状況

(1) 技能実習生から労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は126件であった。



(2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(126件)、②支払われる賃金額が最低賃金額未満(16件)、③解雇手続の不備(12件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



(3) 令和3年の申告事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

「時間外労働に対する割増賃金が不足している」との申告があったもの

概 要

- 縫製業の事業場で働く技能実習生から、1か月30時間を超える時間外労働の単価が1時間当たり500円程度しか支払われない旨の申告がなされた。
- 調査の結果、時間外・休日労働に対する適正な割増賃金が支払われていないことが認められた。また、寮費として不当に高額な金額が控除されている状況が認められた。

労基署の対応

- 法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払わなければならぬことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条第1項（割増賃金の支払）違反

- 賃金から寮費を控除する旨の書面での労使協定は締結されていたものの、控除されていた金額が不当に高額なものであったため、不当に控除している金額を控除しないよう是正勧告した。

指導事項

労働基準法第24条第1項（賃金の支払）違反

指導後の会社の取組

- 申告した技能実習生に対して、割増賃金の不足額と不当に高額に控除していた賃金額、計約200万円が支払われた。

事例 2

「準備作業等の時間に対する賃金が支払われない」との申告があったもの

概 要

- 建設業の事業場で働く技能実習生から、荷の積み卸し等の準備時間に対する賃金が支払われない旨の申告がなされた。
- 事業場の関係者に聴取を実施した結果、法定労働時間を超えた時間に荷の積み卸し等が行われおり、この時間に対する賃金を支払っていない事実が認められた。

労基署の対応

- 労働時間に対しては賃金を支払う必要があり、時間外労働に対しては、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払わなければならないことについて是正勧告した。

指導事項

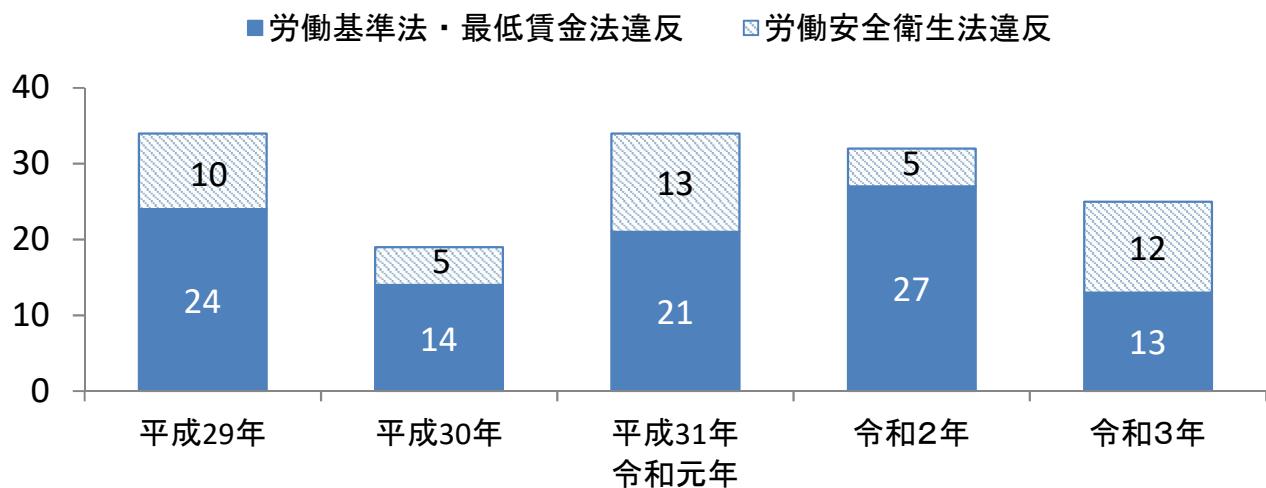
労働基準法第37条第1項（割増賃金の支払）違反

指導後の会社の取組

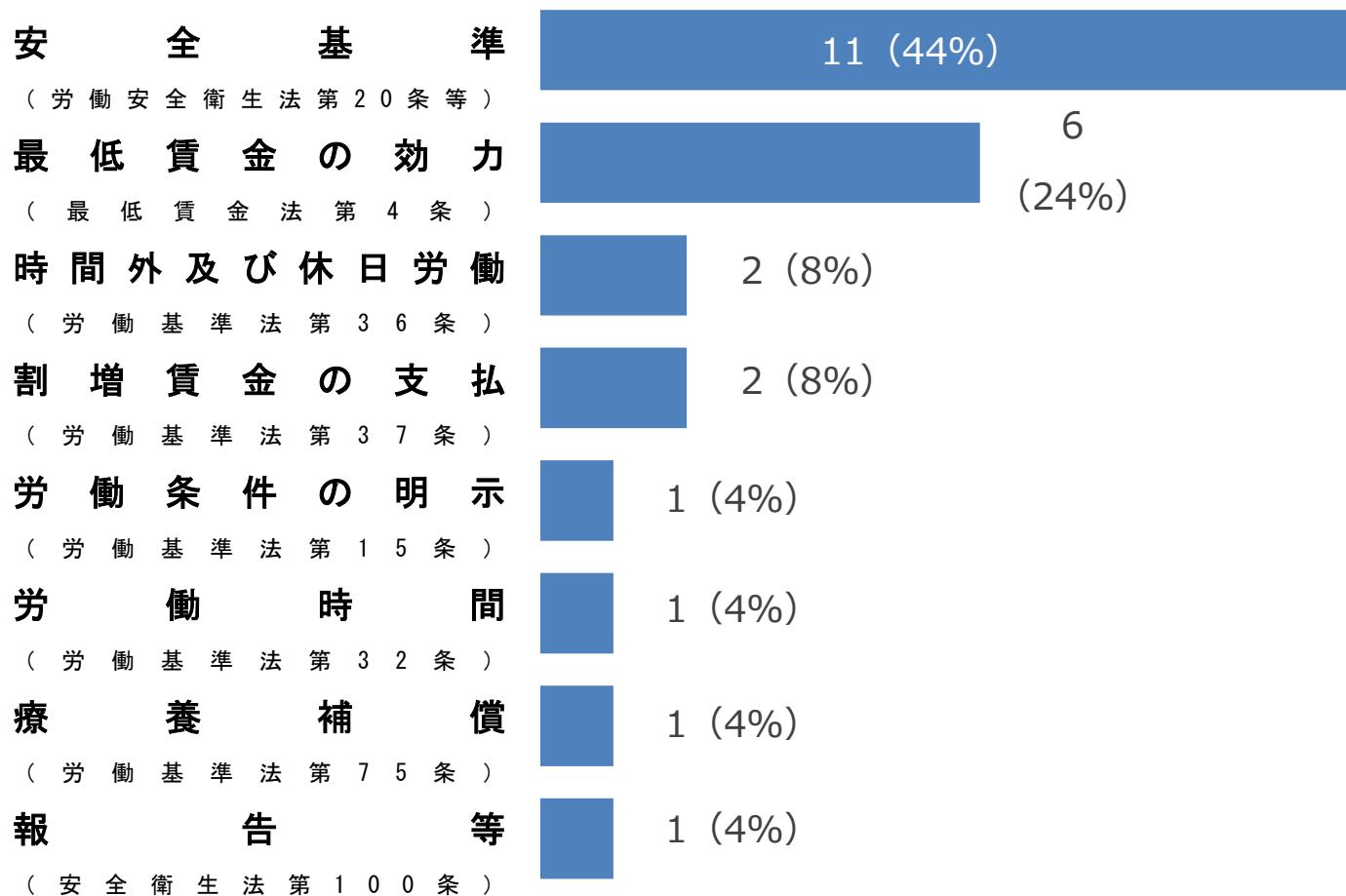
- 申告した技能実習生に対して、支払われていなかった割増賃金の不足額、約1.4万円が支払われた。

3 送検の状況

(1) 技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は25件であった。



(2) 令和3年の送検法条文の内訳は、次のとおりであった。



- (3) 令和3年の送検事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

違法な時間外労働を行わせ、虚偽の時間外労働時間数等を賃金台帳に記入した疑いで送検

検査経過

- 食品加工業等を営む事業場において、外国人技能実習機構からの通報を契機とし、検査を行ったところ、技能実習生3名に対し、36協定で定める延長時間を超え、1か月最大109時間の時間外労働を行っていたことが判明した。
- また、事業主は、労基署からの指導を逃れるため、労働時間の記録を改ざんし、現実の労働時間よりも短い虚偽の労働時間記録を作成し、当該虚偽の時間外労働時間数を賃金台帳に記入していたことが明らかとなった。
- この時間外労働は36協定の定める延長時間を超えて行わせており、また、賃金台帳に必要な事項が記入されていないことが疑われた。

被疑事実

- 実習実施者（法人）及び事業主について

1 技能実習生に対し36協定の上限を超えて、労働者に時間外労働を行わせたこと。

違反条文

労働基準法第32条第1項・第2項（労働時間）違反

2 正しい時間外労働時間数及び割増賃金額について、賃金台帳に遅滞なく記入していないかったこと。

違反条文

労働基準法第108条（賃金台帳）違反

事例 2

無資格の労働者に重機を運転させた疑いで送検

検査経過

- 建設工事を営む事業場において、運転資格を有していない技能実習生が機体重量3トン以上の重機（トラクター・ショベル）の運転作業に従事していたところ、重機で斜面を降りようとした際に、バランスを崩して横転した重機の下敷きになり死亡する労働災害が発生したことから検査に着手した。

被疑事実

- 実習実施者（法人）及び事業主について

法令の定める資格を有していない労働者に機体重量3トン以上のトラクター・ショベルの運転業務を行わせたこと。

違反条文

労働安全衛生法第61条第1項（就業制限）違反

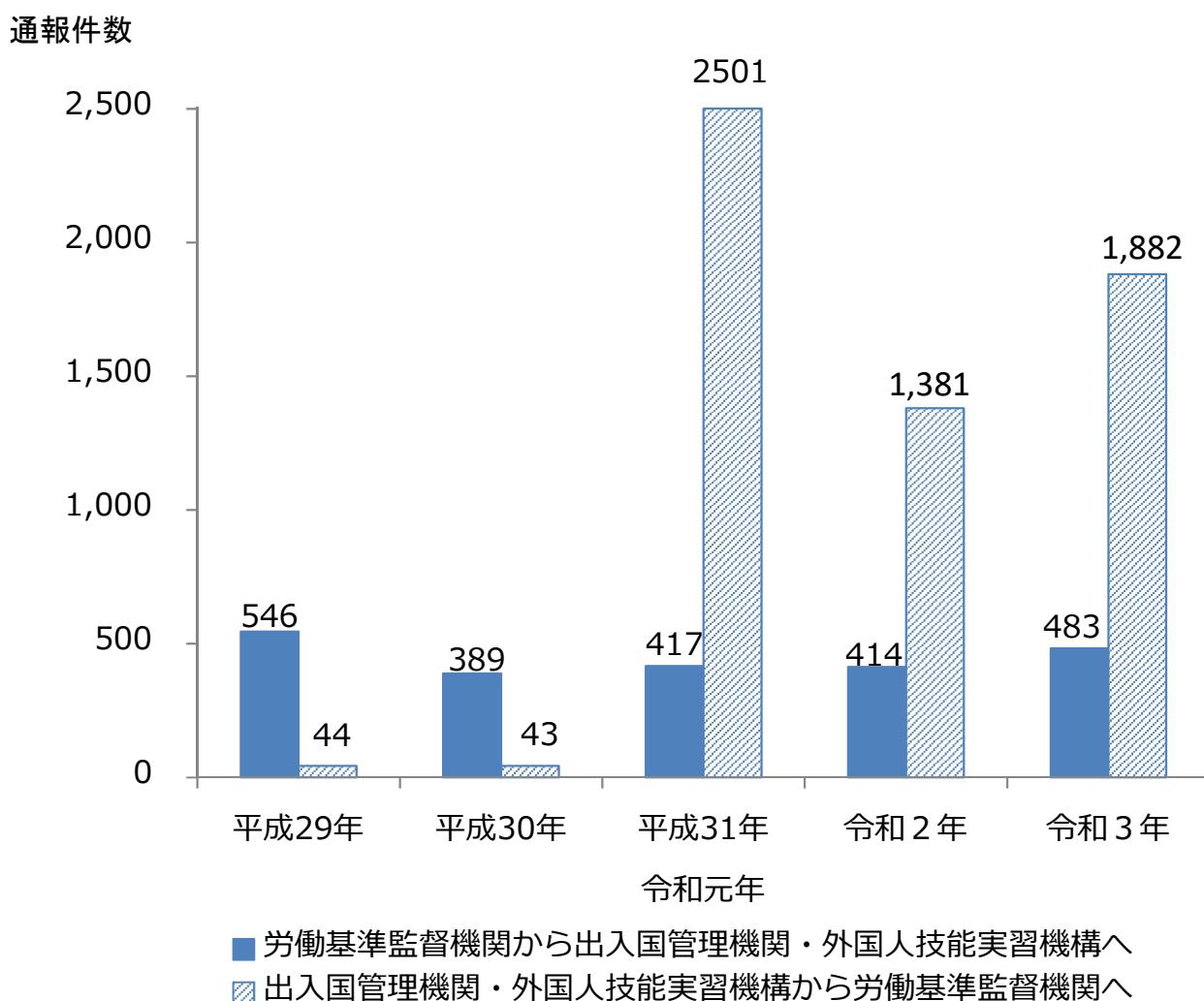
労働安全衛生法施行令第20条第12号（就業制限に係る業務）

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は483件、労働基準監督機関が出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報（※2）された件数は1,882件である。
- なお、監督指導等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしており、令和3年は37件の実習実施者に対して実施した。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案



(注) 平成31年・令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案1,555件を含む。